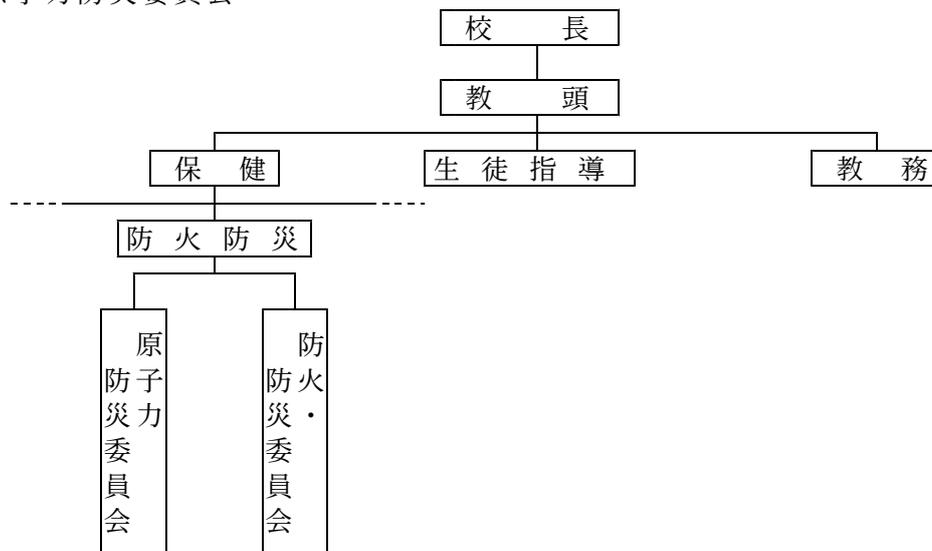


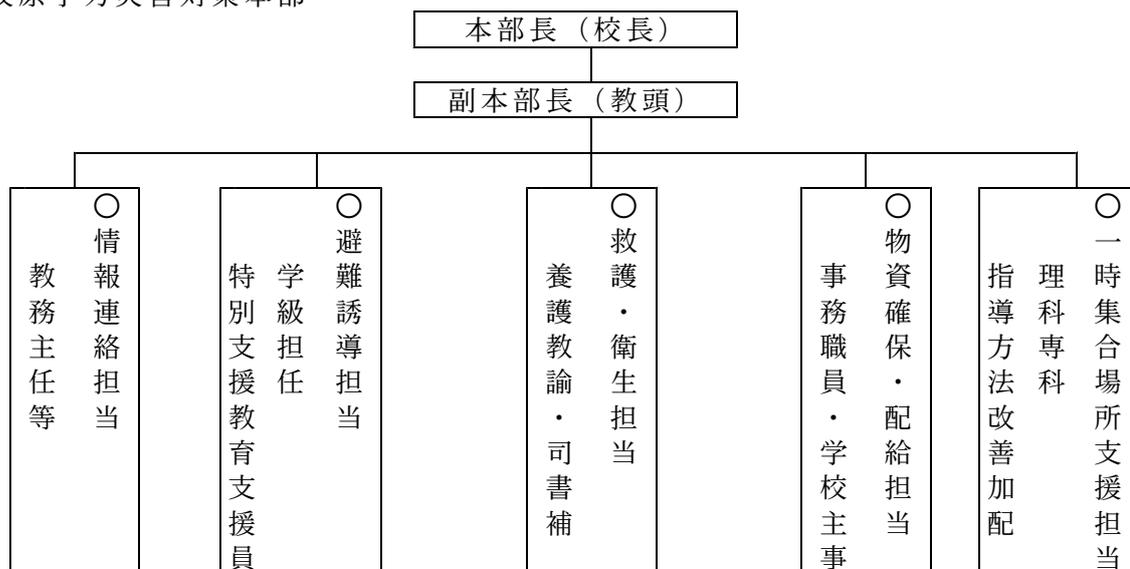
原子力防災マニュアル

薩摩川内市立東郷小学校

1 学校原子力防災委員会



2 学校原子力災害対策本部



3 薩摩川内市原子力災害対策区域

- (1) PAZ (Precautionary Action Zone)・・・原子力発電所から半径 5km 未満

水引中学校, 水引小学校, 高江中学校, 峰山小学校

- (2) UPZ (Urgent Protective Planning Action Zone)・・・半径 5km 以上 30km 未満

亀山幼, 陽成小, 高城中央幼, 高来小, 亀山小, 川内北中, 可愛小, 平成中, 川内小, 城上小, 城上幼, 育英小, 平佐西小, 隈之城小, 八幡小, 八幡幼, 川内中央中, 川内南中, 東郷小, 東郷幼, 東郷中, 永利小, 鳥丸小, 山田小, 藤川小, 平佐東小, 樋脇小, ひわき幼, 南瀬小, 樋脇中, 市比野小, 副田小, 入来小, いりき幼, 上手小, 大轟小, 祁答院中, 祁答院幼, 里小, 里幼, 里中

- (3) UPZ 圏外・・・半径 30km 以上

上甌中, 中津小, 中津幼, 黒木小, 鹿島小, かのこ幼鹿島分園, 長浜小, 海星中
かのこ幼, 手打小, 手打幼, 海陽中

4 学校原子力災害対策本部の役割

担当	災害に備えての役割	災害時における役割	担当者
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 保護者に対し、原子力災害時における学校の対応策や避難場所について周知徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校原子力災害対策本部を設置し、市の指示に従い、全教職員に予め定めること指示する。 市教育委員会に、随時状況報告をする。 	校長
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解、周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部長を補佐し、教職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。 各担当からの情報を的確に把握し、本部長に報告する。 諸関係機関及び報道機関に対する対応の窓口となる。 	教頭
情報連絡担当	<ul style="list-style-type: none"> 情報を迅速かつ的確に伝達できる連絡網を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童等の避難状況等についての保護者からの問い合わせに対応する。 避難所(屋内待避所も含む)の見回り等を行い、避難状況や屋内退避状況を把握し、的確な状況を副本部長へ報告する。 避難している児童等に必要な情報を提供する。 全ての情報を副本部長に報告する。 全市災害対策本部からの指示を受け、本部長へ報告する。 	教務主任
避難誘導担当	<p>【避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が手配する車両に児童等が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場場所までの経路を作成し、その周知徹底を図る。 保護者が迎えに来た際は、児童等を安全かつ迅速に引き渡せる場所を決定しておく。 <p>【屋内退避】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で対比させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路を児童等に周知させる。 	<p>【避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童等を屋内に速やかに退避させ、その後、児童等に状況の説明をし、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序よく乗車させる。 担任は原則、児童等と行動を共にし、児童等がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 避難が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 <p>【屋内退避】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室内に安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで、教室内で待機させる。 退避が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 	学級担任 特別支援 教育支援 教員
救護・衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> 救急用品の確保及び救護体制を整備する。 避難時や屋内退避時の放射線防護対策を整理しておく。 	<p>【避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及び抜き取り等関係者協力するとともに、児童や教職員等に対する的確な救護と応急的措置及び健康観察を行う。 安定ヨウ素剤の手配と服用準備。 服用の指示が出た場合の服用に関すること。 <p>【屋内退避】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市災害対策本部に連絡をし、その指示を受ける。 	養護教諭 司書補
物資確保配給担当	<ul style="list-style-type: none"> 搬入される物資の保管場所をあらかじめ確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部との連絡の下、必要な物資を確保し、適切に配給する。 	事務職員 学校主事
集合場所支援担当	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時における避難所運営支援に、市担当職員や自主防災組織等と確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害が発生した場合に一次集合場所に指定されている学校は、市担当職員や自主防災組織等が行う避難所運営の支援を行う。 	理科専科 指導方法 改善加配

5 事故発生時の対応及び避難計画

(UPZ 圏内)…緊急時防護措置準備区域
東郷小学校他 半径 5km 以上 30km 未満

学校原子力災害対策本部

正確な情報の入手

市教委・防災行政無線・報道機関等から

屋内退避の準備

屋内退避に備えた校内体制を整備

- ・緊急屋内退避
- ・人員確認
- ・保護者連絡
- ・保護者へ引き渡し①

- 登校・在校中・下校
- ① 登校してきた、屋外にいた、下校途中に引き返してきた児童等を、速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗わせ、うがいをさせた後、避難準備をさせる。
 - ② 児童等の出欠を確認し、副本部長に報告する。
 - ③ 教室等のすべての窓を閉めるとともに、カーテンを閉めたり換気扇等を止めたりして外気を遮断する対策をとる。
 - ④ 学校の対応(避難)及び保護者の迎え等について保護者宛連絡(メール配信等)する。
 - ⑤ 欠席等により学校にいない児童の所在や安否を確認し、保護者と共に行動するよう指導する。
 - ⑥ スクールバス等では、運転手が学校に連絡し、指示を受けるとともに、乗車前の児童等は帰宅するように指示する。
 - ⑦ 児童の引き渡し状況を、教育委員会に随時(異動がある度に)連絡する。
 - ⑧ 持ち出し文書・資料等の準備を行う。(事前に、持ち出しリストを作成し、係を決めておく。)
 - ⑨ 保護者が迎えに来たら、速やかに引き渡す。その後は、保護者責任のもと避難する。

【警戒事態】

【施設敷地
緊急事態】

【全面
緊急事態】

【放射性物質
の放出後】

- ① 最終的に引き渡せない児童等の人数を教育委員会に連絡し、バスの手配を依頼する。
- ② 引き渡せなかった児童等の保護者に対し、学校の避難先(大隅中央公民館)に向かうこと、避難先で児童等を引き渡すことを告げる。
- ③ 市教委に避難の状況を伝える。
- ④ 学校を閉鎖し、避難先に向かう。校舎等の 4・5 箇所に避難先情報(名称・住所・電話等)を掲示する。

【東郷小学校の広域避難先】

- 1 バス避難集合場所－東郷総合運動場 東郷小学校
- 2 避難先までの経路－①国 267 →国 328 →県 42 →国 10 →県 63
②国 267 →国 504 →国 10 →県 63
- 3 広域避難先 ……
(避難解除までの学校代替拠点)

【大隅中央公民館】
曾於市大隅町岩川 6484 番地 2
(099-482-0068)

- ・広域避難先での対応
- ・保護者へ引き渡し②

- 1 避難先に迎えに来た保護者に児童を引き渡す。
- 2 引き渡し状況を、教育委員会に随時報告する。
- 3 避難解除の指示があるまで、広域避難先を学校の代替拠点とする。

7 場面に応じた災害への対応

場 面	災 害 対 応 策
学 校 外 活 動 中	1 防災行政無線や広報車などの、放送による市災害対策本部からの指示に従う。 2 屋外活動中の児童等を近くの建物に退避させ、顔や手を洗わせ、うがいをさせた後、避難の準備をさせる。 3 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 4 市災害対策本部からの指示に従って、原子力防災対策を重点的に実施すべき区域から速やかに離れ、最寄りの避難所等へ移動し、所在を報告する。バス等を利用して参加している場合は、そのバスを利用する。 5 避難及び保護者の迎え等について、保護者等に連絡する。
休業日・管理下外	1 休業日に活動等で児童等が登校している際に、原子力災害が発生したときは、学校に來ている教職員で、市災害対策本部からの指示に従って、児童等の安全を確保できる体制及び保護者に連絡できる体制を整えておく。(授業中の対応に準ずる。) 2 児童等が自宅にいたとき原子力災害が発生し、校区内に避難指示が出た場合、教職員は可能な限り児童等の所在を確認する。 3 学校が避難所となっている場合、教職員は可能な限り学校へ向かい、避難所運営の支援を行う体制を講じておく。

8 保護者への引き渡し方法

